

# 1. 外来種対策に係る検討の背景

生物多様性条約第 8 条  
「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」

生物多様性条約第 5 回締約国会議  
外来種に関する中間指針原則を決議。  
(平成 12 年 5 月)

新・生物多様性国家戦略の決定  
移入種(外来種)問題に対応すべき。(平成 14 年 3 月)

生物多様性条約第 6 回締約国会議  
外来種に関する指針原則を決議。  
(平成 14 年 4 月)

野生生物保護対策検討会移入種  
問題分科会  
「移入種(外来種)への対応方針について」取りまとめ(平成 14 年 8 月)

総合規制改革会議  
「規制改革の推進に関する 1 次答申」  
(平成 13 年 12 月)

鳥獣保護法(平成 14 年) カルタヘナ法(平成 15 年)及び種の保存法(平成 15 年)の法案採択において、移入種対策制度を求める附帯決議を採択。

「規制改革推進 3 カ年計画(再改定)」(平成 15 年 3 月)  
外来種問題について制度の構築に向け検討を進めるべき。

「移入種対策に関する措置の在り方について」中央環境審議会に諮問し、野生生物部会に「移入種対策小委員会」を設置。(平成 15 年 1 月)

「移入種対策に関する措置の在り方について」  
移入種対策小委員会中間報告案 (平成 15 年 10 月)

パブリック・コメントの実施

「移入種対策に関する措置の在り方について」  
中央環境審議会答申(平成 15 年 12 月 2 日)